

平成24年（行ウ）第51号

原告 辻 義 則 外

被告 国

準 備 書 面

2012年3月19日

大阪地方裁判所第7民事部 御中

原告ら代理人 弁護士 井 戸 謙 一

同 吉 原 稔

同 吉 川 実

同 高 橋 典 明

同 永 芳 明

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 石 川 賢 治

同 向 川 さ ゆ り

同 石 田 達 也

第1 訴状請求の原因の訂正

訴状16頁17行目の「電気事業法39条2項2号」を「電気事業法39条2項1号」と改める。

第2 違法事由の追加

大飯3号機、4号機について経済産業大臣による定期検査終了証交付処分が違法である理由について、訴状に記載のほか、次のとおり主張する。

1 原子炉設置許可処分の違法性

原子炉設置許可処分の違法性の判断は、次の手法でなされるべきである。すなわち、現在の科学技術水準に照らし、原子炉設置許可処分の基となった原子力安全委員会の調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の審査基準に適合するとした原子力委員会又は原子力安全委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、行政庁の判断並びに不合理な点があるものとして、その判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきなのである。(最高裁判所平成4年10月29日第1小法廷判決・民集46巻7号1174頁参照、なお、同判決の判旨では、調査審議の主体が「原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会」とされているが、これは、昭和47年ころに行われた伊方原発1号炉の安全審査は、原子力委員会及び原子炉安全専門審査会が担っていたからであり、昭和53年に原子力安全委員会が設置されてからは、これは原子力安全委員会が担っている。原子炉等設置法24条2項は、昭和53年法律第86号によって改正された。)

2 行政処分に重大かつ明白な瑕疵（違法事由）がある場合、当該処分は当然に無効である。(最高裁判所昭和30年12月26日第3小法廷判決・民集9巻14号2070頁参照)

3 大飯3号機、同4号機の設置許可処分は、当然に無効である。

(1) 大飯3号機、同4号機の設置許可申請に際しては、主務大臣は、

当時の原子炉等規制法 24 条 2 項に基づき、原子力安全委員会の意見を聴いた。そして、原子力安全委員会は、当時の「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」（昭和 52 年 6 月 14 日原子力委員会決定 甲 34、以下「旧安全設計審査指針」という。）及び「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（昭和 56 年 7 月 20 日原子力安全委員会決定、甲 35、以下「旧耐震設計審査指針」という。）等に基づいて安全設計審査をした。

(2) 福島第一原発事故（本件事故）を経て、旧安全設計審査指針及び旧耐震設計審査指針に不合理な点があることが明らかになった。その具体的内容は、次のとおりである。

① 旧安全設計審査指針は、指針 9 で、「原子力発電所は、短時間の全動力電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計であること。ただし、高度の信頼度が期待できる電源設備の機能喪失を同時に考慮する必要はない。」と定め、長時間の電源喪失を想定していなかった。また、その解説では、「長期間にわたる電源喪失は、送電系統の復旧または非常用ディーゼル発電機の修復が期待できるので考慮する必要はない。」とされていた。しかし、本件事故において、福島第一原発 1～4 号機では、全電源を喪失し、10 日以上にわたって電源が回復しなかった。したがって、長時間の全電源喪失を想定していなかった旧安全設計審査指針が不合理であることは明白である。

② 旧安全設計審査指針は、指針 8 で、「安全上重要な系統は、非常用所内電源系のみでの運転下または外部電源系のみでの運転下で、単一故障を仮定しても、その系統の安全機能を失うことのない設計であること」として、いわゆる「単一故障指針」を定めている。この考え方によれば、一つの機能を果たすための機器を複数設置すればよいことになる。この考え方は、機器の故障はそれぞれが独立して発生することを前提にしている。例えば、ポンプ A、ポンプ B を設置した時に、各ポンプが故障する

確率が1000分の1であるとする、両方が同時に故障する確率は100万分の1になるから、無視してもよいということになる。

しかしながら、原発が地震や津波に襲われたときには、どの機器も同じ試練にさらされるのであるから、当然に複数同時故障があり得る。また、緊急時には、人為ミス等が連鎖的に起こることも考えなければならない。福島第一原発事故においても、1号機の非常用復水器（IC）を作業員が手動で停止したことが人為ミスであるといわれている。自然災害に人為ミスが連鎖的に発生することを考えると、単一故障指針が不合理であることは明白である。

- ③ 旧耐震設計審査指針は、津波対策について、全く触れていない。福島第一原発事故の原因の詳細は明らかになっておらず、地震の揺れによって重要配管が破断した可能性が高いが、更に津波によって非常用ディーゼル発電機が水没し、全電源喪失に至り、国際原子力事象評価尺度レベル7という重大事故に発展したのだから、津波対策を全く求めていない旧耐震設計審査指針が不合理であることは明白である。

- (3) 以上のとおり、大飯3号機、同4号機の原子炉設置許可申請に対する原子力安全委員会の調査審議において用いられた具体的審査基準には、福島第1原発事故を踏まえた現在の科学技術水準に照らし、不合理な点があるところ、これらの設置許可処分をした主務大臣の判断は、当然にこれに依拠してなされたものである。そうすると、大飯3号機、4号機の原子炉設置許可処分には瑕疵があつて違法である。そして、大飯3号機、4号機の原子炉設置許可処分の瑕疵の内容は、(2)の①～③のいずれをみても、原子炉設計の根幹に係わるものである上、環境に大量の放射能を放出する過酷事故に直結するものである。よって、大飯3号機、4号機の原子炉設置許可処分には、重大かつ明白な違法事由（瑕疵）があるというべきであるから、これらが無効であることが明らかで

ある。

- 4 設置許可処分が無効である原子炉は、そもそも運転することが許されないから、経済産業大臣がこれらの原子炉について、定期検査終了証を交付することが違法であって許されないのは明らかである。

第3 技術基準が無効であることの補充説明

安全設計審査指針類を前提とする技術基準が電気事業法39条2項1号に違反することは、訴状で記載したとおりであるが、技術基準のうち、「人体に危害を及ぼさない」という要件に違反する条文は、例えば次のとおりである（指摘したものだけという趣旨ではない。）。

- (1) 技術基準省令8条の2では、安全設備について、「当該安全設備を構成する機械器具の単一故障が生じた場合」の多重性、多様性、独立性を求めているが、それ以上の能力は求めている。
- (2) 技術基準省令16条5号は、残留熱除去設備について、「短時間の全交流電源喪失時」を前提とする能力を求めているが、それ以上の能力を求めている。
- (3) 技術基準省令22条2号は、系統を構成する機械器具又はチャンネルについて「単一故障が起きた場合」を前提とする多重性を求めているが、それ以上のものは求めている。
- (4) 技術基準省令33条4項は、非常用電源設備及びその附属設備について、「機械器具の単一故障が発生した場合」でも設備が機能を確保するための容量を求めているが、それ以上の容量を求めている。
- (5) 技術基準省令33条5項は、蓄電池について、「短時間の全交流電源喪失」を前提とする能力を求めているが、それ以上の能力を求めている。

以上